

港湾労働者年金の加入者（登録者）のみなさまへ

港湾労働者年金（港湾年金）をもらうためには

【年金をもらうために必要な手続き】

▶ 年金をもらうためには、下記の受給資格要件を全て満たした上で、安定協会への手続き（登録者自身が事業者を通じて裁判請求）を行うことが必要です。

⚠ 受給資格要件を満たして退職した日（または満66歳の誕生日）から5年を経過すると、裁判請求を受けられなくなりますので、ご注意下さい。

▶ 港湾年金は、年金受給中に再就職すると、その支給は一旦停止しますが、必要な届出を行うことで、支給が再開されます。

→年金受給中に再就職した場合等の取扱いについては、裏面をご覧下さい。

▶ 年金受給中に、以下の届出を行わないと、年金が受け取れなくなりますので、必ず手続きをして下さい。

① 現況届の提出（年1回）

⚠ 提出していただかないと港湾年金を支給できなくなります。

② 住所変更届（住所が変わった場合）

⚠ 提出していただかないと安定協会から送付する現況届の用紙が届かなくなります。

③ 年金受け取り口座の変更の場合の届出

⚠ 提出していただかないと港湾年金の振り込みができなくなります。

→年金受給中の方がお亡くなりになった場合の取扱いについては裏面をご覧下さい。

（参考）港湾年金とは

▶ 港湾年金は、港湾運送業界独自の年金制度で、港湾年金の登録事業者（年金制度に加入している港湾運送事業者）であって、港湾運送の仕事に従事する労働者を雇用した事業者から安定協会に申請が行われ、加入要件を満たすことが確認されることにより、退職後、年間25万円の年金が15年間受け取れます。

【特徴】

▶ 無拠出

（事業者の費用負担で、登録者本人の掛け金なし）

▶ 15年間支給

（満60歳から満66歳の間で支給開始）

▶ 年2回支給

（6月と12月の各15日）

▶ 年間25万円支給

（源泉所得税等源泉徴収前）

【受給資格要件】

① 港湾年金の登録者であること

② 港湾の適用職種（年金規程に定める年金適用職種）に満65歳の誕生月までに通算18年間（216ヶ月）以上従事すること

→退職・転職時の勤続期間の取扱いについては裏面をご覧下さい。

③ 55歳以降に港湾運送の仕事を退職したこと、または、港湾運送の仕事に勤続中に満66歳になったこと

退職・転職時の勤続年数の取扱い

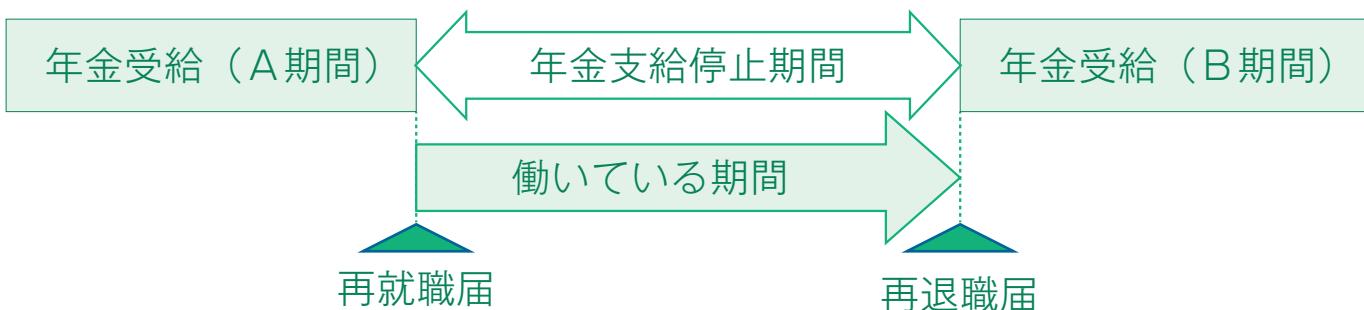
- 港湾運送事業者を退職したり、適用職種に従事しなくなったときは、登録者でなくなります。
- ただし、港湾運送事業者を退職した後、一定期間以内（自己都合退職の場合は1年未満、会社都合退職の場合は3年未満）に、港湾年金の登録事業者に再就職した場合には、受給資格要件上の勤続期間が通算されます（下図では、勤続年数はX年+Y年となります。）。



⚠ 転職に伴う中断期間が一定期間を過ぎると、勤続期間が通算されなくなりますので、ご注意下さい。

年金受給中に再就職した場合の取扱い

- 年金受給中に港湾運送の仕事に再就職して6か月以上継続して適用職種に従事した場合、その間は受給できませんが、再度、退職した場合、これ以降、残りの期間分の年金が受給できます（下図のA期間とB期間を足して15年間（180か月）です。）。



⚠ 再就職先を退職されたときや再就職中に満66歳になったときは、以下の届が必要です。
提出されないと年金の支給は再開されませんので、ご注意下さい。

- ◇ 再就職先を退職・・・・・・・「再退職届」
- ◇ 再就職中に満66歳到達・・・・「66歳届」

年金受給中の方がお亡くなりになった場合の取扱い

- 年金受給は受給者の方の死亡の月をもって終了しますので、速やかに安定協会までご連絡下さい。
- この場合、ご遺族（配偶者、18歳未満の子に限る。）に、遺族見舞金（一時金）が支給されます（一定の要件あり）。

⚠ 遺族見舞金は、受給権者の死亡した日から5年を経過すると、もらえなくなりますので、ご注意ください。

このリーフレットは下のQRコード（当協会HPの「港湾労働者年金関係資料」ページ）からダウンロードできます。



受給のための裁定請求の手続、その他、港湾年金に関することについては、あなたが働いている事業者、または、働いていた事業者へご相談ください。（申し出ても応じてもらえない場合は、当協会または地区の港運協会へご連絡下さい。）

一般財団法人 港湾労働安定協会

電話：03-5473-4363（港湾年金事務担当部署直通）

※令和7年4月1日現在の内容 詳細は年金規程をご確認ください。